

障がい者就業・生活支援センター結のご案内

支援センター結では、障がいのある方が地域で安心して働き・暮らすための応援をしています。ご本人・ご家族・事業主等からのご相談を受け、関係機関と連携を取りながらサポートしています。

事業主の方へ



障がいのある方を雇用している・雇用を考えている事業所からのご相談をお受けしています。

★例えば、障がい者雇用は初めてなのだが...



- どんな仕事ができるのだろうか？
- どのような配慮が必要？
- 雇用後に相談にのってくれるの？

★あるいは、障がいのある方を雇っているが悩んでいる...

- 指示書通りにしなくなった
- 手を抜くようになった
- 仕事に集中できていない時がある



支援センター結にご連絡ください。

障がいのある方の実習、雇用、職場定着に向けてサポートします。

社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会 障がい者就業・生活支援センター結

住所：尾鷲市栄町 5-5 電話：0597-37-4011

障がい者のことをもっと知ってみませんか

採用後のミスマッチは、人事にとって永遠の課題でしょう。働き始めてから、書類選考や面接だけではわからなかったことが見えてきて、「考えていた人材と違う……」と感じることも少なくありません。それは、障がい者雇用においても同様です。そんな状況を回避するために活用したいのが、採用前の職場実習（3日以上4ヶ月以内）です。

職場実習のあっせん



企業にとっては、事前に働く様子を見て人材を判断できますし、求職者側も業務内容や社内の雰囲気、状況などを事前に把握することが可能です。

○実習期間中は支援センター結の職員が訪問し、サポートを行います。

○実習期間中は賃金や保険等の負担はありません。

※実習中のケガや事故につきましては、支援センター結で加入している
傷害保険が適用になります。

上記は支援センター結があっせんする実習ですが、関係機関では下記の同様の実習があります。

◆東紀州くろしお学園おわせ分校が行う現場実習・デュアル実習

卒業後の就労に向けて高等部1年時から、各事業所で実習を受けています。

現場実習（3日～5日）、デュアル実習（週1日×5週）

◆三重県が実施する障がい者委託訓練

事業所等を委託先として、事業所現場を活用した実践的な職業訓練です。

原則3ヶ月（事業主には県から委託料が支払われます）